

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

○職員任用に関する規則の一部を改正する規則(任用審査課)

告示

○特定非営利活動法人の設立に係る告示(利根振興)

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る告示(NPO活動推進課)

○久喜都市計画生産緑地地区の変更(みどり再生推進室)

○大規模小売店舗(既存店)の変更に係る告示(商業支援課)

○公益事業における争議行為の予告(勤労者福祉課)

○西部地域振興ふれあい拠点施設(仮称)整備事業一般競争入札告示(産業拠点整備室)

○ヨーネ病患畜の発生(畜産安全課)

○川越都市計画道路の変更の案内(都市計画課)

縦覧

縦覧

○入間都市計画道路の変更の案内(都市計画課)

縦覧

○入間都市計画用途地域の変更の案内の縦覧(都市計画課)

○蓮田都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの縦覧

○蓮田都市計画第一種市街地再開発事業の変更に係る図書の写しの縦覧(市街地整備課)

○開発行爲に関する工事の完了公告(建築指導課)

○(飯能県土)

○(杉戸県土)

○(正誤)

○埼玉県告示第千二百六十四号中訂正(開発指導課)

訂正

訂正

訂正

規則

職員任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年十一月七日

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

埼玉県人事委員会規則六一六九

職員任用に関する規則の一部を改正する規則

職員任用に関する規則(埼玉県人事委員会規則六一一一)の一部を次のように改正する。

別表第五を次のように改める。

別表第五 選考の対象となる職(第十五条関係)

1	医師の職	17	通訳の職
2	歯科医師の職	18	医療社会事業の職
3	診療放射線技師の職	19	福祉工学の職
4	臨床検査技師の職	20	がん研究の職
5	歯科衛生士の職	21	環境研究の職
6	看護師の職	22	言語聴覚士の職
7	理学療法士の職	23	視能訓練士の職
8	作業療法士の職	24	歩行訓練士の職
9	職業訓練指導員の職	25	精神保健福祉指導の職
10	児童自立支援専門員の職	26	義肢装具士の職
11	児童生活支援員の職	27	臨床工学技士の職
12	寮母の職	28	体育指導員の職
13	保育士の職	29	犯罪鑑識の職
14	学芸員の職	30	音楽隊員の職
15	心理の職	31	交通技術の職
16	水産の職	32	医療事務の職

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

埼玉県告示第四百七十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年十一月七日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十年十月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人北彩サッカー連盟

三 代表者の氏名

清水 五郎

四 主たる事務所の所在地

埼玉県加須市大字馬内千五十八番地

五 定款に記載された目的

この法人は、県内外にとられず地域の住民に対し、サッカーを始めとする様々なスポーツ及びスポーツ文化の振興並びにスポーツに関わる活動を通じ、幼児から高齢者まで広く福祉活動の事業を行ない、地域文化の創出に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第四百七十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を

申請のあった日から二月間、県民生活部

NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法

(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年十一月七日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十年十月二十八日
 二 特定非営利活動法人の名称
 特定非営利活動法人びあ・ぱれっと
 三 代表者の氏名
 春木 歆子
 四 主たる事務所の所在地
 埼玉県さいたま市中央区下落合六丁目十五番十八号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第四百七十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を

申請のあった日から二月間、県民生活部

NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法

(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年十一月七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県知事 上田清司
 一 申請のあった年月日
 平成二十年十月二十八日
 二 特定非営利活動法人の名称
 特定非営利活動法人自立生活センター
 一くればす
 三 代表者の氏名
 上野 美佐穂
 四 主たる事務所の所在地
 埼玉県さいたま市中央区下落合六丁目十五番十八号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第四百七十八号

久喜市から久喜都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生推進室において縦覧に供する。

平成二十年十一月七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第四百七十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等をおのおい縦覧に供する。

平成二十年十一月七日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

モラージュ菖蒲

南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲字伊勢浦三千五百六十四番地他

ロ 変更の概要

荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 荷さばき施設 位置 図面省略 数 三箇所 一、七五〇平方メートル

トトル

(変更後) 荷さばき施設 位置 図面省略 数 六箇所 一、八二〇平方メートル

トトル

ハ 変更年月日

平成二十一年六月二十一日

二 届出年月日

平成二十年十月二十日

二 縦覧期間

平成二十年十一月七日から平成二十一年三月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年十一月七日から平成二十一年三月七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第四百八十号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、平成二十年十月三十一日付けで、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、公表する。

平成二十年十一月七日

埼玉県知事 上田清司

一 争議行為を行う労働組合

別表に掲げる労働組合

二 事件

年末一時金の獲得等の件

三日 時

平成二十年十一月十一日午前〇時から

四 場所

別表に掲げる労働組合の組合員が従事する全職場又は一部の職場

五 概要

救急外来患者及び入院中の重症患者のための保安要員若干名を除く全ての組合員又は一部の組合員による全ての争議行為を行う。

別表

労働組合名		執行委員長等名	組合員が従事する職場	所在地
埼玉県民主医療機関労働組合本部支部	埼玉県民主医療機関労働組合協同病院支部	清宮浩	医療生協さいたま	川口市木曾呂一三二七
埼玉県民主医療機関労働組合協同病院支部	清宮浩	清宮浩	埼玉協同病院	川口市木曾呂一三二七

共立医療会労働組合吹上共立診療所支部	伊藤 弘子	療所	鴻巣市吹上富士見三一一一九
共立医療会労働組合北本共立診療所支部	伊藤 弘子	医療法人共立医療会北本共立診療所	北本市中丸五六一八
南埼玉病院労働組合	今井 紀之	医療法人社団俊齋会南埼玉病院	越谷市増森二五二
共済病院労働組合	澤藤 俊昭	博仁会共済病院	さいたま市緑区原山三一五一一
埼玉県厚生農業協同組合連合会労働組合幸手支部	根岸 由利子	埼玉県厚生農業協同組合連合会幸手総合病院	幸手市東四一四一二四
埼玉県厚生農業協同組合連合会労働組合熊谷支部	根岸 由利子	熊谷総合病院	熊谷市中西四一五一
埼玉県民主医療機関労働組合大井支部	清宮 浩	大井協同診療所	ふじみ野市ふじみ野一一一五
埼玉県民主医療機関労働組合朝霞歯科支部	清宮 浩	あさか虹の歯科	朝霞市浜崎七二四一一
埼玉県民主医療機関労働組合上福岡協同診療所支部	清宮 浩	上福岡協同診療所	ふじみ野市上福岡三三三一一七
埼玉県民主医療機関労働組合さとめ支部	清宮 浩	老人保健施設さとめ	所沢市中富一六一七
埼玉県民主医療機関労働組合所沢診療所支部	清宮 浩	所沢診療所	所沢市宮本町二二三一一二四
埼玉県民主医療機関労働組合西協同支部	清宮 浩	埼玉西協同病院	所沢市中富一八六五
埼玉県民主医療機関労働組合秩父支部	清宮 浩	秩父生協病院	秩父市阿保町一一一
埼玉県民主医療機関労働組合行田支部	清宮 浩	行田協立診療所	行田市本丸一八一三
埼玉県民主医療機関労働組合熊谷支部	清宮 浩	熊谷生協病院	熊谷市上之三八五四
埼玉県民主医療機関労働組合おみや支部	清宮 浩	おみや診療所	春日部市谷原二一四一一二
埼玉県民主医療機関労働組合かすかべ支部	清宮 浩	かすかべ診療所	さいたま市西区指扇一一一〇一一
埼玉県民主医療機関労働組合浦和支部	清宮 浩	浦和民主診療所	さいたま市浦和区北浦和五一〇一七
埼玉県民主医療機関労働組合さいわい支部	清宮 浩	さいわい診療所	川口市中青木四一一二〇
埼玉県民主医療機関労働組合川口支部	清宮 浩	川口診療所	川口市仲町一一三六
埼玉県民主医療機関労働組合みぬま支部	清宮 浩	介護老人保健施設みぬま	川口市木曾呂一三四七
埼玉県民主医療機関労働組合歯科診療所支部	清宮 浩	生協歯科診療所	川口市木曾呂一三二七

共立医療会労働組合さくらおとな子ども診療所支部	伊藤 弘子	医療法人共立医療会さくらおとな子ども診療所	北本市北本団地一―二七―一〇二
蓮田クリニック労働組合	相川 明治	医療法人社団腎盛会蓮田クリニック	蓮田市馬込一四四―一

埼玉県告示第千四百八十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年十一月七日

埼玉県知事 上田 清 司

1 入札に付する事項

(1) 事業名

西部地域振興ふれあい拠点施設 (仮称) 整備事業

(2) 事業場所

埼玉県川越市新宿町1丁目地内

(3) 事業概要

ア 事業方式

本事業の事業方式は、事業者が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)に基づき、自らの提案を基に設計及び施設整備を行った後、埼玉県及び川越市(以下「県・市」という。)に本施設を引き渡し、事業期間を通して、本施設の維持管理及び運営業務を行うBTO方式とする。

イ 事業期間

本契約締結日から平成24年9月30日まで

ただし、設計及び施設整備期間は、本契約締結日から平成24年9月30日まで、維持管理及び運営期間は、平成24年10月1日から平成24年9月30日までとする。

ウ 事業の範囲

事業者は、県・市と事業者が結ぶ事業契約に基づき、以下に示す業務を行うこととする。

(ア) 設計及び施設整備業務

- a 事前調査等業務
- b 施設整備に係る設計業務
- c 施設整備に係る建設工事業務及び工事監理業務
- (イ) 維持管理業務
 - a 保全業務及び経常修繕業務
 - b 備品等管理業務
 - c 清掃業務
 - d 警備業務

(ウ) 運営業務

- a 総合マネジメント業務
 - (a) 総務業務
 - (b) 総合案内業務
 - (c) 施設の広報業務
 - (d) 利用統計作成業務
 - (e) 利用者満足度調査に基づく改善提案業務
 - (f) 緊急時対応業務
 - (g) 供用開始等準備業務
- b 産業支援施設
 - (a) 創業支援における業務
 - ・ 創業支援ルーム賃貸業務
 - ・ 創業支援、相談業務
 - (b) 交流支援における業務
 - ・ 施設貸出業務
 - ・ 産業振興イベントの企画及び実施業務
 - (c) 商工団体等への施設貸出業務
 - ・ 施設転貸業務

- ・施設管理業務
- c 人材育成施設における業務
 - (a) 施設貸出業務
 - (b) 大学コンソーシアム事業の支援業務
- d 市民活動支援センター
 - (a) 生涯学習施設における業務
 - ・施設貸出業務
 - (b) 講座の企画及び実施業務
 - (b) 男女共同参画推進施設における業務
 - ・施設貸出業務
 - ・講座の企画及び実施業務
 - (c) NPO支援施設における業務
 - ・施設貸出業務
 - ・情報資料室管理業務
 - (d) 共通施設における業務
 - ・印刷工房管理業務
 - ・更衣ロッカー、シャワー室管理業務
 - ・託児室管理業務
- e ホールにおける業務
 - (a) 施設貸出業務
 - (b) 自主事業の企画及び実施業務
 - (c) 市、大学等協働事業の企画及び実施支援業務
 - (d) 情報提供業務
 - (e) その他関連業務
- f 駐車場、駐輪場及び交流広場における運営業務
- g その他の業務
 - (a) 附帯事業
 - ・民間施設の施設整備業務
 - ・民間施設の維持管理及び運営業務
 - (b) 関連事業
 - ・施設整備及び譲渡業務

・土地貸借管理業務

- (4) 入札方法
- 本件入札は、総合評価一般競争入札方式により行う。
- 入札者は、消費税額及び地方消費税額を含む総額を入札書に記載すること。なお、入札価格の算定の際には、施設整備費の割賦払いに伴う金利については消費税及び地方消費税が発生しない点に留意すること。
- 2 競争入札参加資格
- (1) 本事業への参加を希望する事業者（以下「応募者」という。）の構成等
- ア 応募者は、複数の企業等により構成されるグループとする。グループに含まれる企業のうち、本事業の遂行のみを目的とする特別目的会社（以下「SPC」という。）に対して出資する企業を「構成員」、出資を行わずにSPCから直接業務を受託する企業を「協力企業」とする。また、グループは、グループを代表し、かつ、県・市との交渉窓口になる構成員を「代表企業」として定める。
- イ 参加表明書により参加の意思を表明した構成員及び協力企業（以下「構成員等」という。）の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、グループの代表企業以外の構成員等の変更に関して、県・市はその協議に応じる。
- ウ 応募者の構成員等は、他の応募者の構成員等となることはできない。ただし、音響設計、劇場コンサルティング及び舞台機構・舞台音響・舞台照明等の舞台特殊設備の施工に関わる企業が、応募者の協力企業となる場合には、他の応募者の協力企業とすることができる。
- (2) 構成員等の制限
- 参加資格確認基準日から本契約締結時までには、次のいずれかに該当する者は、応募者の構成員等になることはできない。
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定に該当する者
- ウ 川越市の西部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）整備事業競争入札参加者の資格等に関する規程（平成20年川越市告示第317号）第2条第4項から第6項まで並びに第3条第1号、第2号及び第4号の規定に該当する者
- エ 埼玉県建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（昭和60年3月29日

- 付け建管第807号)に基づく指名停止を受けている者又は川越市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱(平成5年9月27日付け川越市長決裁)に基づく指名停止を受けている者
- オ 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中である者
- カ 埼玉県建設工事等暴力団排除措置要綱(平成8年3月13日付け建管第1052号)に基づく指名除外を受けている者又は川越市建設工事等暴力団排除措置要綱(平成8年7月1日付け川越市長決裁)に基づく指名除外を受けている者
- キ 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けている者
- ク 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分を受けている者
- ケ 破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法(大正11年法律第71号)第132条第1項若しくは第133条の規定による破産申立てがなされている者
- コ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て又は同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
- サ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立て又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件に係る同法による廃止前の和議法(大正11年法律第72条)第12条第1項の規定による和議開始の申立てがなされている者
- シ 会社法(平成17年法律第86号)第511条第1項の規定による特別清算開始の申立てがなされている者又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第108条の規定によりなお従前の例によることとされる清算中の株式会社に係る同法第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)第431条の規定による特別清算の開始を命じられている者

- ス 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第64条による改正前の商法第381条の規定(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により会社整理の開始申立てがなされている者又は会社整理を命じられている者
- セ 国税又は地方税を滞納している者
- ソ 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者又はそれらと資本関係若しくは人的関係のある者
 - (ア) PWCアドバイザー株式会社
 - (イ) 株式会社日総建
 - (ウ) ランドブレイン株式会社
 - (エ) 株式会社ソアターウークシヨップ
 - (オ) アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- タ 本事業に係る事業者選定審査委員会委員又は当該委員と資本関係若しくは人的関係のある者
- チ 市民活動支援センター内で喫茶室を運営する予定である「社会福祉法人 皆の郷」と資本関係又は人的関係のある者
- (3) 応募者の参加資格要件
 - 応募者は、本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力、効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していなければならない。また、各業務に当たる企業は、次のアからオまでの参加資格要件を満たさなければならない。
 - 応募者は川越市の西部地域振興ふれあい拠点施設(仮称)整備事業競争入札参加者の資格等に関する規程第2条第1項に規定する西部地域振興ふれあい拠点施設(仮称)整備事業競争入札参加者名簿(以下「本事業登録参加者名簿」という。)に記載されていないなければならない。なお、川越市競争入札参加資格者名簿に記載されている者は、本事業登録参加者名簿に記載されている者とは異なるので、資格審査を受ける必要はない。
 - 競争入札参加資格に関して、川越市は、本事業登録参加者名簿に記載させるための資格審査の受付を平成20年11月18日(火)から同月20日(木)まで川越市役所3階A会議室で実施する。
 - ア 設計に当たる企業

- (ウ) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所登録を行っていること。
- (イ) 次のa及びbの要件を満たす者であること。なお、複数の企業で業務に当たる場合には、グループとしてa及びbの要件を満たすこと。
 - a 平成5年12月24日以後に、元請として延床面積30,000㎡以上の複合施設の実績を有していること。
 - b 平成5年12月24日以後に、元請として客席数1,000席以上の固定席を有するホール又は劇場に係る新築工事の設計業務委託契約を履行した実績を有していること。
- (ロ) 配置予定の技術者の資格要件

平成5年12月24日以後に、客席数1,000席以上の固定席を有するホール又は劇場の新築に係る基本設計又は実施設計業務に責任がある担当者として従事し、完了した経験を有する技術者を配置することができること。
- イ 建設に当たる企業
 - (ア) 建築士法(昭和24年法律第100号)第15条の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を有していること。
 - (イ) 建設業法第27条の29第1項の規定による総合評定値が850点以上であること。ただし、同法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の審査基準日は入札日から起算して1年7月前の日以後の日とし、入札日に直近のものとする。
 - (ロ) 次のa及びbの要件を満たす者であること。なお、複数の企業で業務に当たる場合には、少なくともそのうち一社が構成員となるとともに、当該構成員はa及びbの要件を満たすこと。
 - a 平成5年12月24日以後に、元請として延床面積30,000㎡以上の複合施設の新築工事を施工した実績を有していること。
 - b 平成5年12月24日以後に、客席数1,000席以上の固定席を有するホール又は劇場の新築工事を施工した実績を有していること。
 - (ハ) 配置予定の技術者の資格要件
 - a 本事業に対応する建設業法第3条第2項の規定による許可業種に係る一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する主任技術者を専任で施工現場に配置することができること。
 - b 平成5年12月24日以後に、客席数1,000席以上の固定席を有するホー
- ル又は劇場の建築実績をもつ者を専任で配置することができること。
- ウ 工事監理に当たる企業
 - (ア) 建築士法第23条第1項の規定による一級建築士事務所登録を行っていること。
 - (イ) 次のa及びbの要件を満たす者であること。なお、複数の企業で業務に当たる場合には、グループとしてa及びbの要件を満たすこと。
 - a 平成5年12月24日以後に、元請として延床面積30,000㎡以上の複合施設の実績を有していること。
 - b 平成5年12月24日以後に、元請として客席数1,000席以上の固定席を有するホール又は劇場に係る新築工事の工事監理業務委託契約を履行した実績を有していること。
 - (ロ) 配置予定の技術者の資格要件

平成5年12月24日以後に、客席数1,000席以上の固定席を有するホール又は劇場の新築に係る工事監理に責任がある担当者として従事し、完了した経験を有する技術者を配置することができること。
 - エ 維持管理に当たる企業
 - (ア) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第8号に掲げる事業の登録を受けていること。
 - (イ) 次のa及びbの要件を満たす者であること。なお、複数の企業で業務に当たる場合には、少なくともそのうち一社がa及びbの要件を満たすこと。
 - a 平成5年12月24日以後に、延床面積30,000㎡以上の区分所有建物で、5年以上の維持管理実績を有していること。
 - b 平成5年12月24日以後に、敷地面積20,000㎡以上に建つ施設で、5年以上の維持管理実績を有していること。
 - オ 運営に当たる企業

次のa及びbの要件を満たす者であること。なお、複数の企業で業務に当たる場合には、グループとしてa及びbの要件を満たすこと。

 - a 3,000㎡以上の複数用途を含む施設のプロパティマネジメント業務の実績を有すること。なお、プロパティマネジメント業務とは賃貸物件の所有者から受託し、資産管理・運用を行うことで、業務委託、サブリース業務を含むが、仲介業務は含まない。また、区分所有建物における統

<p>括管理業務（区分所有建物の維持管理の統括に加え、資金管理、入退出管理、共用備品管理、修繕計画の作成等を全般的に実施する業務を指す。）を含む。</p> <p>b 下記(4)の参加資格確認基準日において、1年以上のホール又は劇場の運営実績を有していること（指定管理者としての業務実績を含む。）。</p>	<p>ア 受付期間 平成21年3月18日（水）午前9時から午後4時まで 平成21年3月19日（木）午前9時から午後2時まで</p> <p>イ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便により、平成21年3月18日（水）必着のこと。）</p>
<p>(4) 参加資格確認基準日 資格確認基準日は、第一次審査書類の提出期限日とする。</p>	<p>ウ 提出場所及び郵送先 上記(3)ウと同じ</p> <p>エ 入札・開札の日時及び場所 平成21年3月19日（木）午後3時 埼玉県衛生会館305会議室 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号</p>
<p>(5) その他詳細は、入札説明書による。</p> <p>3 入札手続等</p> <p>(1) 入札説明書の交付方法 平成20年11月7日（金）に、埼玉県産業労働部産業拠点整備室及び川越市総合政策部拠点施設推進室のホームページにおいて公表するので、必要に応じてダウンロードすること。</p> <p>(2) 入札説明会及び現地見学会の日時及び場所 平成20年11月13日（木）午前10時 川越福祉センター講堂：埼玉県川越市新宿町1丁目17番7</p>	<p>(5) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先 〒330—9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県産業労働部産業拠点整備室 西部ふれあい拠点整備担当 西村、大槻、山本 電話番号048—830—3933</p> <p>(6) その他詳細は、入札説明書による。</p>
<p>(3) 第一次審査書類の受付、提出方法等 応募者は、第一次審査に必要な書類を、下記により提出すること。</p> <p>ア 受付期間 平成20年12月22日（月）及び同月24日（水）の午前9時から午後4時までの間</p> <p>イ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便により、平成20年12月22日（月）必着のこと。）</p> <p>ウ 提出場所及び郵送先 〒330—9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県産業労働部産業拠点整備室</p> <p>エ 結果通知 第一次審査の結果は、平成21年1月9日（金）までに応募者の代表企業に通知する。</p>	<p>イ 県入札保証分 入札保証金の率は、県施設整備費とこれに係る消費税額及び地方消費税額を加算した額の100分の5以上とする。ただし、次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。</p> <p>(イ) 入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(ロ) 地方自治法施行令第167条の5に規定する資格を有する者で国（日本郵政公社を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を過去2年の間に数回以上すべて誠実に履行したものであることについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p>
<p>(4) 入札書及び入札提案書の受付 第一次審査通過者は、入札書及び入札提案書を、下記により提出すること。</p>	<p>イ 市入札保証分 免除する。</p>

(3) 契約保証金

ア 率

県施設整備費、市施設整備費及びこれらに係る消費税額及び地方消費税額を加算した額の100分の10以上

イ 次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

(ア) 県及び川越市長を被保険者とする履行保証保険付保による保証措置がある場合

(イ) 保証事業会社による保証措置がある場合

(4) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札

イ 入札書の記載金額を加除訂正した入札

ウ 入札書に記名押印がない入札

エ 押印された印影が明らかでない入札

オ 記載金額以外の記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、訂正印のない入札

カ 二以上の入札書を提出した者がした入札

キ 二以上の者の代理をした者がした入札

ク 不備のある委任状や委任状を提出しない代理人がした入札

ケ 複代理人届を提出しない複代理人がした入札

コ 入札に関し不正の行為があつた者のした入札

サ 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

シ 入札保証金を納付しない者又はこれに代わる措置を講じない者がした入札

ス 誤字又は脱字により、意思表示が不明確な入札

セ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 契約書作成の要否

(6) 仮契約の締結

本件入札は、落札者との契約の締結に県議会及び川越市議会の議決を要するものであるので、落札者と仮契約を取り交わし、県議会及び川越市議会の議決後に本契約を締結する。なお、本契約に関する議案は、県・市ともに平成21年9月定例会に提出する予定である。

(7) 落札者の決定方法

ア 第一次審査を通過し、次に掲げる各要件のいずれにも該当する入札参加者のうち、入札説明書に定める総合評価の方法により算出された内容審査点及び価格点を合計した総合評価点が一番高い者を落札者とする。
また、落札者の決定は、平成21年6月を予定している。

(ア) 入札価格は、県・市が定めた予定価格の範囲内であり、かつ、県・市がそれぞれ積算した予定価格の内訳の範囲内であること。

(イ) 入札提案書の提案内容が、次の「必須項目」をすべて満たしていること。

a 業務要求水準書の要求事項について違反がない。

b 入札説明書及び提案様式集に示す提案書の作成に関する条件について違反がない。

c 企業ごとの役割分担や全体のマネジメントが明確である。

d 実績等による裏づけや具体的な実施方法が明確である。

e 入札価格の根拠が明確である。

イ 入札提案書の提案内容については、別記「審査基準の概要」の審査項目の配点の範囲内で、提案内容の評価に応じて内容審査点を与えるものとする。

ウ 入札価格については、次の式により価格点に換算するものとする。

価格点 = (1 - 入札価格 / 予定価格) × 50点

エ 総合評価点の計算式は、以下のとおりとする。

総合評価点 = 内容審査点 (100点満点) + 価格点 (50点満点)

オ 総合評価点が高い者は、内容審査点の高い者を落札者とする。これも同点の場合には、くじにより落札者を決定する。

(8) 手続における交渉の有無
無

(9) 予め適正な入札執行が疑われるときには、入札を延期又は中止する場合がある。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature of the Services Required

Development of the Western Region Advancement Fureai Hub Facility (temporary name) run by Kawagoe City and Saitama Prefecture based on developer's PFI design and outsourcer's BTO management.

(2) Deadline for Submissions :

a First audit

By registered mail : December 22,2008

In person : 4 : 00 pm,December 24,2008

b Second audit

By registered mail : March 18,2009

In person : 2 : 00 pm, March 19,2009

c Bidding and bid opening : 3 : 00 pm, March 19,2009

(3) Contact Information :

Industrial Area Development Office, Industry and Labor Department, Saitama

Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel.048-830-3933

別記 審査基準の概要

審査項目	審査の視点	配点
施設コンセプト	施設全体として独自性があり、魅力的なコンセプトの提案	5
	<ul style="list-style-type: none"> ・従来のなごわい分りやすい利用しやすい施設計画 ・効率的・効果的な機能連携、交通促進が可能な計画 ・利用のピークの多い・一度に多数の来客者が出入りすることへの適切な配慮 	
配置、動線及び建築・設備計画	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティゾーンニングの考え方 ・休日・時間外等も含めた管理・執務者動線 ・搬入動線や物の搬送に対する適切な配慮 ・ゾーニング別の警備システム等、セキュリティ管理方法 	10
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が自ら行う運営計画と整合した建築・設備計画 ・利用者のし好の変化や将来の組織変更等に対応可能なフレキシビリティへの配慮 	
共用空間の魅力を活かすための効果的な活用を図る計画	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設との連携や拠点の一体性を高める魅力的な共用空間 ・交流広場の提案内容を活用する ・駐車場の計画及び配置上の工夫 ・（一体的有効利用及び各施設からの利便性高い配慮、車両管理システム等） 	5
	<ul style="list-style-type: none"> ・西口地区のまちづくりを推進する拠点地区の景観形成 ・民間の担い手に配慮した具体的提案 ・拠点として一体感ある外観及び外観デザイン ・施設コンセプトに沿ったデザイン提案（外観・外構・主要内観等） 	
拠点としての一体感あるデザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインの考え方に基づく、移動空間、行為空間、環境の具体的提案 ・全館のサイン誘導計画等情報 ・ユニバーサルデザインの視点に立った、より利用しやすい施設設備について 	5
	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物及び設備の耐震性、耐風水害、耐火災性及び断水、停電時対応、避難安全性 	
環境への配慮及びライフサイクルコストの低減	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備から維持管理、運営まで一貫して行うPFI事業の特性を生かし、稼働負担低減を要するための施設計画、施工計画、維持管理業務、運営業務上の工夫 ・施設整備から維持管理、運営まで一貫して行うPFI事業の特性を生かし、ライフサイクルコスト低減を実現するための施設計画、維持管理業務、運営業務上の工夫 	10
	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理業務の基本的な考え方、業務実施体制 ・非常時、緊急時等の対応 	
実施体制及び取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各業務の提案（保全及び経営修繕、備品等管理、清掃、警備） 	5
	<ul style="list-style-type: none"> ・運業業務の基本的な考え方、業務実施体制 	
一体的運営及び業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用促進に資する予約方法や受付、備品等の貸出サービス ・構内等の企画及び運送等の運営計画 ・不特定多数の人々への運営面の配慮 	10
	<ul style="list-style-type: none"> ・的確かつ妥当な稼働率設定 ・知識、経験及びノウハウを有する企業・人材の活用（ホール・創業支援） 	
魅力ある施設の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・SPC全体の経営方針 ・柔軟な自立力の高い精鋭員、協力企業 ・地域経済への貢献 ・複合施設設備特有の課題、設計施工監理一体化等による品質低下の懸念に対する対応 	5
	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク軽減策、リスク対応策 ・責任と役割分担に応じたリスク分担 	
安定性・継続性の高い事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングに関する提案 	5
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業全体にわたる収支・資金計画 ・資金調達や債権調達についての妥当性 	
事業収支計画	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の規模(2000)を満たす提案 ・ふれあい拠点全体の来客力を高める民間施設 	5
	<ul style="list-style-type: none"> ・共用空間、構造、設備等について、適切なリスク管理が可能な建築・設備計画上の工夫 ・民間施設の外注・搬入時に、公共負担を増加させない配慮 ・公共施設とテナントの異なる施設を提案する場合における公共施設への配慮 	
施設規模、機能及び周辺環境づくりへの貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・事業収支の算定根拠の妥当性 ・民間施設のリスクが公共施設に波及しない工夫 ・英債や信用力を裏付けられた計画 	15
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の安定性及びリスク軽減対策 	
内容審査点		100点

埼玉県告示第千四百八十二号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により次のとおり患畜等について届出があつたので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年十一月七日

埼玉県知事 上田 清 司

伝染病及び家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	頭数及び群数	発生場所又は区域	発生日	処置
牛	患畜	一頭	熊谷市	平成二十年十月二十四日	法令殺

埼玉県告示第千四百八十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十一月七日

埼玉県知事 上田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

- 川越都市計画道路三・四・二十八号鹿山田波目線、三・四・二十九号南平沢田波目線、三・五・三十号鹿山南平沢線、三・四・三十一号原宿旭ヶ丘線及び三・四・三十四号高萩駅前通線

二 都市計画を変更する土地の区域

- (三・四・二十八号鹿山田波目線)

イ 追加する土地の区域

- 日高市大字鹿山字外野の一部

ロ 削除する土地の区域

- 日高市大字原宿字嘶ノ原、大字鹿山字外野、内野、小林、東道添、大字下鹿山字猪々田、大木下、大字中鹿山字本木ノ下の各一部

(三・四・二十六号高萩猿田線)

イ 追加する土地の区域

- なし

ロ 削除する土地の区域

- 日高市大字鹿山字猪々田の一部
- (三・四・二十九号南平沢田波目線)
- 追加する土地の区域
- なし

ロ 削除する土地の区域

- 日高市大字南平沢字大久保の一部

(三・五・三十号鹿山南平沢線)

イ 追加する土地の区域

- なし

ロ 削除する土地の区域

- 日高市大字南平沢字大久保、柏木、塚場、大字原宿字一本杉、水久保、向井方の各一部

(三・四・三十一号原宿旭ヶ丘線)

イ 追加する土地の区域

- 日高市大字原宿字水久保、向方の各一部

ロ 削除する土地の区域

- 日高市大字原宿字嘶ノ原の一部

(三・四・三十四号高萩駅前通線)

イ 追加する土地の区域

- なし

ロ 削除する土地の区域

- 日高市大字高萩字乙釘貫、甲釘貫の各一部

三 都市計画変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県飯能県土整備事務所及び日高市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十年十一月七日から平成二十年十一月二十一日まで

埼玉県告示第千四百八十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市

計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十一月七日

埼玉県知事 上田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

- 入間都市計画道路三・四・三号鍵山新道線、三・四・四号黒須新道線

二 都市計画を変更する土地の区域

(三・四・三号鍵山新道線)

イ 追加する土地の区域

- なし

ロ 削除する土地の区域

- 入間市鍵山一丁目、鍵山二丁目、鍵山三丁目、牛沢町及び大字仏子字上広瀬の各一部

(三・四・四号黒須新道線)

イ 追加する土地の区域

- なし

ロ 削除する土地の区域

- 入間市高倉三丁目、高倉四丁目、高倉五丁目及び鍵山二丁目の各一部

三 都市計画変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県飯能県土整備事務所及び入間市建設部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十年十一月七日から平成二十年十一月二十一日まで

埼玉県告示第千四百八十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十一月七日
埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称
入間都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域
入間市鍵山一丁目及び二丁目の各一部並びに宮前町の一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所
埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県飯能県土整備事務所、入間市建設部都市計画課

四 縦覧期間
平成二十年十一月七日から平成二十年十一月二十一日まで

埼玉県告示第四百八十六号
蓮田市から蓮田都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年十一月七日
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第四百八十七号

蓮田市から蓮田都市計画第一種市街地再開発事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成二十年十一月七日
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第四百八十八号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十一月七日
埼玉県知事 上田清司

一 許可番号
平成二十年十月三十日
指令行整第一九〇〇四八二二号

二 検査済証番号
平成二十年十月三十日第五十四号

三 開発区域に含まれる地域の名称
北埼玉郡大利根町大字砂原字中谷二八七―一、二八八―一、二八九―一、二九〇―四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東松山市箭弓町一丁目一八番地一一株式会社 ピックス

代表取締役 岩堀 和久

埼玉県告示第四百八十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十一月七日
埼玉県知事 上田清司

一 許可番号
平成二十年七月七日
指令東整第二〇〇〇二一〇号

二 検査済証番号
平成二十年十月三十一日第五十五号

三 開発区域に含まれる地域の名称
比企郡嵐山町大字平澤字後谷六九四―一 外一二筆

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都港区虎ノ門二―一〇―一株式会社 ジャパンエナジー
代表取締役 松下 功夫

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第五十九号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十一月七日
埼玉県飯能県土整備事務所長

代表取締役 根岸 功

一 許可番号
平成二十年九月十九日
指令飯整第一九〇〇二六二二号

二 検査済証番号
平成二十年十一月四日
飯整第二〇〇〇二四号

三 開発区域に含まれる地域の名称
入間郡毛呂山町中央三丁目二七番七、八、九、十、一一、一二、一三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
本庄市西富田七六二番地一
ケイアイスター不動産株式会社
代表取締役 塙 圭二

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第一百三十三号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十一月七日
埼玉県杉戸県土整備事務所長

一 許可番号
平成二十年十月二十日
指令杉整第二〇〇一〇八〇号

二 検査済証番号
平成二十年十月三十日
杉整第一〇四―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町大字上川崎字裏五九
九一三、六〇〇一五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県加須市富士見町八一六
株式会社 埼玉北

代表取締役 根岸 博

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第百三十四号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十一月七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長
平井 順一

一 許可番号

平成二十年十月二十八日

指令杉整第二〇〇〇九五一号

二 検査済証番号

平成二十年十月三十日

杉整第一一〇五一号

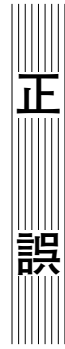
三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町八甫四丁目一三六一、一二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県久喜市東五一八―四四
有限会社 カノウハウジング

代表取締役 叶 邦男



埼玉県告示第千二百六十四号(平成二十年九月十九日号外第三十五号) 中訂正
ページ
六十二 表中

誤
商業 (80,400)

正
商業 (80,400)

防火

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇四八―八二四―二二二一(代表)
	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇四八―八二四―二二二一(代表)
	http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇四八―八六―二二九〇(代表)